



平成 21 年 1 月 26 日

各 位

東京都千代田区三番町 28 番地
アミタ株式会社
代表取締役 熊野英介
(コード番号: 2490 大証ヘラクレス)
問合せ先 取締役経営管理本部長 清水太朗
電話番号 (03) 5215-8255 (代表)

定款一部変更および会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 26 日開催の取締役会において、平成 21 年 3 月 27 日開催予定の株主総会に定款一部変更および会計監査人の選任について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款一部変更の件

1. 定款変更の目的

- ①平成 21 年 2 月 2 日付の子会社アミタエコブレーション株式会社、株式会社トビムシの設立に伴い、現行定款第 2 条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。
- ②当社は、第 32 期（平成 20 年 12 月期）末において、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当していませんが、同法の規定に基づく監査役会及び会計監査人を設置することでコーポレートガバナンスの一層の強化を図ることといたしたく、監査役会及び会計監査人を設置する旨の規定を新設するものであります。
- ③「株式の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。
- ④上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (40) [省 略] [新 設] [新 設] [新 設]	(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (40) [現行どおり] <u>(41) 産業廃棄物に関する各種文書管理及び情報提供サービス</u> <u>(42) 産業廃棄物および一般廃棄物のコスト削減支援業務</u> <u>(43) デジタルコンテンツの企画、立案、制作、</u>

<p>[新 設]</p> <p>[新 設]</p> <p>[新 設]</p> <p>[新 設]</p> <p>[新 設]</p> <p><u>(41) 前各号に付随する一切の事業</u></p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) ~ (2) [省 略]</p>	<p><u>配信、販売</u></p> <p><u>(44) 各種テレマーケティング及びマーケティングリサーチ業務</u></p> <p><u>(45) 広告・宣伝・販売促進業務</u></p> <p><u>(46) 森林資産の活用に関する経営支援等のコンサルティング業務</u></p> <p><u>(47) 森林施業管理に関する技術指導及び教育研修の実施</u></p> <p><u>(48) 不動産、林産物、各種林業機械、車輛等の賃貸、販売及び仲介業務</u></p> <p><u>(49) 前各号に附随する一切の事業</u></p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) ~ (2) [現行どおり]</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>[削 除]</p>
<p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第 9 条 当会社の株式については株券を発行する。</u></p> <p><u>2 前項の規定に関わらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第 10 条 [省 略]</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 [省 略]</p> <p>2 [省 略]</p> <p><u>3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社において取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当会社が発行する株券の種類、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会に</p>	<p>[削 除]</p> <p>第 9 条 [現行どおり]</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 [現行どおり]</p> <p>2 [現行どおり]</p> <p>3 [削 除]</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての手續等</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会におい</p>

<p>において定める株式取扱規程による。</p>	<p>て定める株式取扱規程による。</p>
<p>第 13 条～第 33 条 [省 略]</p>	<p>第 12 条～第 32 条 [現行どおり]</p>
<p>第 5 章 監査役</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>
<p>第 34 条～第 36 条 [省 略]</p>	<p>第 33 条～第 35 条 [現行どおり]</p>
<p>[新 設]</p>	<p>(常勤監査役)</p>
	<p>第 36 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>
	<p>[新 設]</p>
	<p>(監査役会の招集通知)</p>
	<p>第 37 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
	<p>[新 設]</p>
	<p>(監査役会の決議の方法)</p>
	<p>第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
	<p>[新 設]</p>
	<p>(監査役会の議事録)</p>
	<p>第 39 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
	<p>[新 設]</p>
	<p>(監査役会規定)</p>
	<p>第 40 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
	<p>[新 設]</p>
	<p>第 41 条～第 42 条 [現行どおり]</p>
	<p>第 6 章 会計監査人</p>
	<p>(会計監査人の選任)</p>
	<p>第 43 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
	<p>[新 設]</p>
	<p>(会計監査人の任期)</p>
	<p>第 44 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
	<p>[新 設]</p>
	<p>2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
	<p>[新 設]</p>
	<p>(会計監査人の報酬等)</p>
	<p>第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
	<p>[新 設]</p>
	<p>第 37 条～第 38 条 [省 略]</p>
	<p>[新 設]</p>
	<p>[新 設]</p>
	<p>[新 設]</p>
	<p>[新 設]</p>
	<p>[新 設]</p>
	<p>[新 設]</p>
	<p>[新 設]</p>
	<p>[新 設]</p>
	<p>[新 設]</p>
	<p>[新 設]</p>
	<p>[新 設]</p>
	<p>[新 設]</p>
	<p>[新 設]</p>

